

「法面処理工事」の企業実績で技術管理課押印済の総合評価用資料を添付資料とする場合

#N/A
#N/A

(注) 工事名等の入力は必須です!!!

#N/A

企業の同種工事の施工実績

会社(企業体)名: _____

対象工事	対象期間・対象機関	平成23年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した島根県発注工事
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事
	同種工事の定義	(例)最終数量500㎡の吹付法枠工(簡易吹付法枠は除く)を含む完成及び引き渡し完了した工事

工事内容		施工実績①	施工実績②	
工事名称等	工事名	〇〇地区防災安全交付金(急傾斜地崩壊対策)工事	地すべり対策事業〇〇地区書まね改良工事 下記のように記入願います	
	コリンズ登録番号	1234567890	別資料のみを提出	
	発注機関名	〇〇県土整備事務所	△△県土整備事務所	
	工事種別	法面処理工事	法面処理工事	
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事	
	施工場所	〇〇市□□町地内	△△市◎◎町地内	
	請負金額(最終・税込)	30,000,000 円	25,000,000 円	
	契約上の工期	(始)	平成 29 年 8 月 1 日	平成 30 年 5 月 20 日
		(終)	平成 29 年 12 月 20 日	平成 30 年 9 月 25 日
	受注形態			
特別(特定)JVの場合、出資比率				
工事成績評定点	78 点	80 点		
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模	620㎡	510㎡	
	形式	吹付法枠	吹付法枠	

(注1) ・コリンズ登録番号欄には、①コリンズ登録番号(10桁の数字)②別資料のみを提出③竣工時の登録義務なし④竣工登録の手続き中、のいずれかを記入すること。
・空欄とした場合は、評価の対象外とする。

(注2) コリンズ登録義務

・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成15年2月24日付け技発第369号)により、平成15年4月1日以降に契約する工事については、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事は【受注、訂正時】のみ登録するものとしている。
・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成24年3月16日付け技第610号)により、平成24年4月1日以降に入札公告する工事については、工事請負代金額が500万円以上は全ての工事において、【受注、変更、完成、訂正時】にそれぞれコリンズ登録するものとしている。

- (1) 施工実績(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑨を組み合わせて提出すること。
- ① コリンズの「登録内容確認書」の写し。(竣工登録に限る。)
 - ② 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表と工事内訳表)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③) + 項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
 - ③ 当初、変更を含む契約書全ての写し。
 - ④ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
 - ⑤ 竣工検査済証の写し。
 - ⑥ 工事成績評定通知書の写し。ただし、工事成績評定対象外工事の場合は、「成績評定対象外」である旨を「工事成績評定点」欄に記載すること。(島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写し(資料⑧)も追加添付すること。)
 - ⑦ 資料①または資料②のみでは同種工事の施工実績(工事概要)が確認できない場合は、確認できる資料(資料③～⑥)等)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書(資料③) + 項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。

技術管理課の押印済資料は⑧に類するものとします。

- ⑧ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑦で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)
- ⑨ 施工実績として提出する工事の「工事種別」及び「建設工事の種類」が確認できる資料

資料①～⑨で確認できる内容

項目名	資料番号									備考	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
工事名称等	工事名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	コリンズ登録番号	○									①のみ対象
	発注機関名	○	○	○	○	○	○		○	○	
	工事種別、建設工事の種類	○							○	○	
	施工場所	○		○		○			○	○	
	請負金額(最終・税込)	○		○	○	○			○		
	契約上の工期	○		○	○	○	○		○		
	受注形態	○		○	○	○	○		○		
特別(特定)JVの場合、出資比率	○							○		JV工事のみ対象	
工事成績評定点				○		○		○		成績評定対象外工事の場合、⑧が必須(島根県発注工事以外)	
工事概要	○ or △	○ or △						○ or △	○	②、③、④、⑤を必要に応じて追加添付	

※1: 上表の「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。
 ※2: 上表の資料②、③、④、⑤、⑥の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考) 代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	提出資料の組合せ
パターン1	・コリンズと別資料を提出する場合	コリンズのみで工事概要が確認可能。	①+④ ①+⑥
パターン2		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終の見積参考資料を追加添付。	①+②+③+④ ①+②+③+⑤+⑥
パターン3		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。	①+③+④+⑦ ①+③+⑤+⑥+⑦
パターン4		コリンズのみで工事概要が確認できない。発注者の証明書を追加添付。	①+⑧
パターン5	・別資料のみを提出する場合	最終の見積参考資料で工事概要が確認可能。	②+③+④+⑨ ②+③+⑤+⑥+⑨
パターン6		最終の見積参考資料で工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。	②+③+④+⑦+⑨ ②+③+⑤+⑥+⑦+⑨
パターン7		最終の見積参考資料等、必要な資料を追加添付。	⑧ ⑧+⑨

- (2) 施工実績が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。
- (3) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

「法面処理工事」の企業実績で技術管理課押印済の総合評価用資料を添付資料とする場合

#N/A
#N/A

(注) 工事名等の入力は必須です!! 配置予定技術者①用

#N/A

配置予定技術者の同種工事の施工経験

会社(企業体)名: _____

対象工事	対象期間・対象機関	平成23年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した島根県発注工事
	同種工事の定義	最終数量250㎡の吹付法枠工(簡易吹付法枠は除く)を含む完成及び引き渡し完了した工事
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事

配置予定技術者 氏名	①	②
工事内容	施工経験①	施工経験②
工事名	□□地区防災安全交付金(急傾斜地崩壊対策)工事	地すべり対策事業△△地区書まね改良工事 下記のように記入願います
コリンズ登録番号	1234567890	別資料のみを提出
発注機関名	〇〇県土整備事務所	△△県土整備事務所
施工場所	〇〇市□□町地内	△△市◎◎町地内
請負金額(最終・税込)	15,000,000 円	18,000,000 円
契約上の工期	(始) 平成 29 年 8 月 1 日	平成 30 年 5 月 20 日
	(終) 平成 29 年 12 月 20 日	平成 30 年 9 月 25 日
従事期間	(始) 平成 29 年 8 月 1 日	平成 30 年 5 月 20 日
	(終) 平成 29 年 12 月 20 日	平成 30 年 9 月 25 日
従事時の役職	現場代理人	主任技術者
受注形態	/	
特別(特定)JVの場合、出資比率	/	
工事種別	法面処理工事	法面処理工事
建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
工事成績評定点	78 点	78 点
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模	420㎡
	形式	吹付法枠

(注1) ・コリンズ登録番号欄には、①コリンズ登録番号(10桁の数字)②別資料のみを提出③竣工時の登録義務なし④竣工登録の手続き中、のいずれかを記入すること。
・空欄とした場合は、評価の対象外とする。

(注2) コリンズ登録義務
・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成15年2月24日付け技発第369号)により、平成15年4月1日以降に契約する工事については、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事は【受注、訂正時】のみ登録するものとしている。
・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成24年3月16日付け技第610号)により、平成24年4月1日以降に入札公告する工事については、工事請負代金額が500万円以上は全ての工事において、【受注、変更、完成、訂正時】にそれぞれコリンズ登録するものとしている。

(1) 施工経験(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑪を組み合わせ提出すること。

- ① コリンズの「登録内容確認書」の写し。(竣工登録に限る。)
- ② 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表と工事内訳表)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)+項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)+技術者の従事期間が確認できる資料(資料⑧及び資料⑨)を追加添付すること。
- ③ 当初、変更を含む契約書全ての写し。
- ④ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
- ⑤ 竣工検査済証の写し。
- ⑥ 工事成績評定通知書の写し。ただし、工事成績評定対象外工事の場合は、「成績評定対象外」である旨を「工事成績評定点」欄に記載すること。(島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写し(資料⑨)も追加添付すること。)
- ⑦ 資料①または資料②のみでは同種工事の施工実績(工事概要)が確認できない場合は、確認できる資料(工事名と設計の変更回数を確認できる最終図面等)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)+項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
- ⑧ 技術者の従事期間(始)と従事時の役職が確認できる資料(契約時の技術者が確認できるコリンズの「登録内容確認書」の写し等)。

技術管理課の押印済資料は⑧に類するものとします。

⑩ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑨で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)

⑪ 施工経験として提出する工事の「工事種別」および「建設工事の種類」が確認できる資料

資料①～⑪で確認できる内容

項目名	資料番号											備考	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
工事名称等	工事名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	コリンズ登録番号	○											①のみ対象
	発注機関名	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	施工場所	○		○		○			○	○	○	○	
	請負金額(最終・税込)	○		○	○	○				○	○		
	契約上の工期	○		○	○	○	○		△	○	○		⑧の場合、始期のみ
	従事期間	○							△	△	○		⑧、⑨は両方必要
	従事時の役職	○							△	△	○		
	受注形態	○		○	○	○	○		○	○	○		
	特別(特定)JVの場合、出資比率	○									○		JV工事のみ対象
	工事種別	○									○	○	
建設工事の種類	○									○	○		
工事成績評定点				○		○					○		成績評定対象外工事の場合、⑩が必須(島根県発注工事以外)
工事概要	○ or △	○ or △						○ or △			○		②、③、④、⑤を必要に応じて追加添付

※1: 上表の「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。

※2: 上表の資料②、③、④、⑤、⑥の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考)代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	条件3	提出資料の組合せ
パターン1	・コリンズと別資料を提出する場合	コリンズのみで工事概要が確認可能。	契約工期と技術者の従事期間が同じ。	①+④
パターン2		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終の見積参考資料を追加添付。		①+⑥
パターン3		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。		①+②+③+④
パターン4		上記パターン1～3のいずれかに該当。		①+②+③+⑤+⑥
パターン5	・別資料のみを提出する場合	最終の見積参考資料で工事概要が確認可能。	契約工期と技術者の従事期間が異なる。	①+③+④+⑦
パターン6		最終の見積参考資料で工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。		①+③+⑤+⑥+⑦
パターン7		最終の見積参考資料等、必要な資料を追加添付。		パターン1+⑧+⑨
パターン8				パターン2+⑧+⑨
			技術者の従事期間を確認できる資料の追加添付が必要。	パターン3+⑧+⑨
			技術者の従事期間を確認できる資料が準備できない。	②+③+④+⑧+⑨+⑩
				②+③+⑤+⑥+⑧+⑨+⑩
				②+③+④+⑦+⑧+⑨+⑩
				②+③+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩
				⑩
				⑩+⑪
				⑩
				⑩+⑪

- (2) 施工経験が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。
- (3) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (4) 同種工事施工経験時の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のものも記載できる。)
- (5) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- (6) 担当技術者としての同種工事の施工経験はコリンズの登録(竣工登録に限る。)がなければ申請できない。(担当技術者の施工経験が評価対象として入札説明書に記載されている工事のみに適用)
- (7) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。